

高槻市児童育成支援拠点事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第20項に基づき、児童育成支援拠点事業(以下「本事業」とする。)の実施に関し必要な事項を定める。

(事業の目的)

第2条 本事業は養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は高槻市とする。ただし、市が適切と認めた者(以下「事業者」という。)に委託等を行うことができる。

(事業の内容)

第4条 本事業は課題を抱える児童に対して居場所を提供するという事業の目的を踏まえ、第1号から第7号に掲げる支援を包括的に実施することとし、当該事業を利用する児童の状況に応じて第8号に掲げる支援を実施する。第1号から第8号の支援内容は、常時実施しなければならないものではなく、利用児童の状況や希望に応じて、確実に提供できる体制を整備することとする。

- (1) 安全・安心な居場所の提供
- (2) 生活習慣の形成(片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言等)
- (3) 学習の支援(宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート等)
- (4) 食事の提供
- (5) 課外活動の提供
- (6) 学校、医療機関、地域団体等の関係機関及び市との連携
- (7) 保護者への情報提供、相談支援
- (8) 送迎支援

(対象者)

第5条 本事業の対象者は児童や保護者からの相談や、関係機関からの情報提供・相談等により把握され、市が本事業を実施することが必要と認めた、次に掲げるような状態にある市内に在住する児童及びその保護者とする。

- (1) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者

- (2)家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者
- (3)その他、本事業の目的に鑑みて、市が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者

(利用の申込み)

第6条 本事業の支援を実施するときは、前条に規定する対象者から高槻市児童育成支援拠点事業利用申込書(様式第1号)の提出を受けるものとする。

(支援計画の策定)

第7条 市は、前条の申込みがあった場合、訪問等により家庭状況や支援を希望する内容等を聴取した上で、具体的な支援内容を決定するものとする。

- 2 前項に規定する支援内容の決定においては、支援計画を策定し、その内容等について対象者に高槻市児童育成支援拠点事業利用決定(変更)通知書(様式第2号)により通知した上で、支援を開始するものとする。
- 3 前項に規定する支援計画は、本事業を受託する事業者と共有するものとする。
- 4 本事業の実施中に、必要な支援内容等に変化がある場合は、必要に応じて支援計画の見直しを行い、高槻市児童育成支援拠点事業利用決定(変更)通知書(様式第2号)により対象者に通知するものとする。

(費用負担)

第8条 本事業の利用に係る利用者の費用負担は無料とする。ただし、食事の提供に係る食費等、必要な経費の一部を保護者から徴収できるものとするが、費用を徴収する場合には、用途を明確にし、必要最低限の実費以外は徴収しないものとする。

(利用の中止等)

第9条 市は本事業の利用について、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を中止又は一時停止することができる。

- (1)第5条に定める要件に該当しなくなったとき
- (2)他の利用者の利用に支障をきたすおそれがあるとき
- (3)その他市が事業の利用継続が困難であると認めるとき

(開所日数)

第10条 本事業の開所日数は、週3日以上とする。

(開所時間)

第11条 本事業の開所時間は学校の授業の休業日(長期休暇期間等)は、原則11時から18時以降を含む8時間以上とする。

2 前項に規定する日以外の日の開所時間は、学校の授業の終了後から原則18時以降を含む5時間以上とする。

(実施場所)

第12条 本事業は子育て関連施設やその他市が児童の居場所支援を行う場所として適当と認められた場所とする。

(職員の配置及び要件)

第13条 本事業の支援の実施にあたり、第1号及び第2号の職員を配置し、利用児童の状況に応じて第3号及び第4号の要件に該当する職員を配置する。

(1) 管理者

児童福祉事業又はそれに類する業務に従事していた十分な経験等を持つ者で、支援員の指導・調整、運営に関わる管理等の現場を統括する能力を有する者

(2) 支援員

児童の福祉の向上に理解と熱意を有する者であって、児童に対して適切な生活支援等ができる者

(3) 心理療法担当職員

学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有する者

(4) ソーシャルワーク専門員

児童を対象としたソーシャルワークの業務に従事していた者。なお、十分なソーシャルワークスキルが求められることから社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有することが望ましいものとする。

2 職員のうち1人以上は児童指導員、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状若しくは児童福祉事業に2年以上従事していた経験を有する者又は第1項第3号に該当する者を必ず置くこと。

3 第1項第1号又は第2号のうち1人以上は必ず常勤職員かつ本事業に専任であることとし、利用児童や関係機関と信頼関係の構築に努めること。

4 人員配置にあたっては、児童5人に対し1人以上の職員を目安に配置することとし、利用児童がいる時間帯については、2人以上の職員(事業所内で直接利用児童の処遇に当たっている者)を必ず配置すること。なお、利用児童が5人未満の場合で、職員のうち1人を除いた者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合等はこの限りではない。

(職員の業務)

第14条 前条に規定する各職員は次の業務を行う。

(1) 管理者

主に施設の管理・運営、支援員の指導・調整、市子ども家庭みまもりセンター・学校・学童保育室・医療機関等との連携、アセスメントに基づいた支援計画の作成等を行う。

(2) 支援員

対象者に対し、第4条に規定する支援等を行う。

(3) 心理療法担当職員

メンタルケア等の心理的支援が必要な利用児童に対して、心理的支援を行う。

(4) ソーシャルワーク専門職員

児童及びその家庭を対象にしたアからウに掲げるソーシャルワークの支援等を行う。

ア 学校、要保護児童対策地域協議会等の関係機関における会議への出席等

イ 児童の家庭への訪問を含めた支援

ウ その他、居場所における児童に必要な支援

(職員研修)

第15条 職員の配置にあたっては、研修の実施、専門的知見を持つ職員及び施設からのスーパーバイズ等により、従事する職員の質の担保に努めること。あわせて、個人情報の適切な管理や守秘義務等についても研修を行うこと。

(個人情報の保護)

第16条 事業者は、公共の業務に携わる重要性及び個人情報を取り扱う重要性を十分に認識し、本事業の実施において入手した個人情報の管理にあたり、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57条)の趣旨を踏まえ、その適切な管理を図らなければならない。

(実績報告)

第17条 本事業を受託した事業者は、事業の完了後、速やかに実績報告書を作成し、市に提出しなければならない。

(守秘義務)

第18条 事業者は、本事業の実施に伴い、知り得た利用者の世帯等に関する個人情報については、正当な理由なく他に漏らしてはならない。その職を退いた後又は委託期間終了後も同様とする。

(実施の細目)

第19条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は所管部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。